

2 東京漁調第162号
令和3年2月22日

全日本釣り団体協議会会長 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元貴文
(公印省略)

東京海区漁業調整委員会指示について (通知)

このことについて、漁業法第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示しましたので、ご了知のうえ貴所属組合員への指導方よろしくお願ひします。

記

東京漁調指示 第3号 東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止

※「東京都公報」写し(抜粋)参照

東京海区漁業調整委員会事務局
電話 03-5320-4852(直通)

東京都公報

発行
東京都

目次

- 都市計画事業の認可……………(一)
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景观課……………(四件) ……(同)……………(一)
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(四件) ……(同)……………(一)
- 土地区画整理事業の終了認可……………(一)
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課……………(一)
- 市街地再開発事業の施行認可……………(一)
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課……………(一)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(二)
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課……………(二)
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課……………(一)
- ……………(建設局道路管理部路政課……………(一))
- 告 示 (選)
- 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第二百二十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………(六)
- 令和元年東京都選挙管理委員会告示第二百二十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………(六)
- 令和二年東京都選挙管理委員会告示第五百五十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………(七)
- ……………(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………(七))
- 告 示 (海区漁網)
- 東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動物の採捕及び遊漁の案内の禁止……………(九)

公 告

○都市計画の図書の縦覧(二件)……………(一)

………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課……………(一))

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(一)

………(産業労働局商工部地域産業振興課……………(一))

告 示

●東京都告示第百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月十九日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 荒川区
- 二 都市計画事業の 東京都都市計画公園事業荒川第二号日 種類及び名称 暮里公園
- 三 事業施行期間 令和三年二月十九日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 荒川区東日暮里三丁目地内
- 使用の部分 なし

●東京都告示第百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成三十年東京都告示第三百三十五号東京都都市計画公園事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

世田谷区

一 施行者の名称

二 都市計画事業の 東京都都市計画公園事業第二十六号世 種類及び名称 田谷公園

三 事業施行期間 平成三十年三月十四日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●東京都告示第百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成三十年東京都告示第四百十九号東京都都市計画公園事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月十九日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 中野区
- 二 都市計画事業の 東京都都市計画公園事業第五・五・九 種類及び名称 号野方公園
- 三 事業施行期間 平成三十年三月二十六日から令和三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

「自由民主党東京都足立区第三十五支部」を
 「自由民主党東京都足立区第三十五支部」を
 自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 10,000
 支部
 改める。
 併々各の部5特定パーティーの概要の項の次に次のように加える。

6 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳(名称)
 松本洋平君と日本の未来を語る会(10月30日)
 (支払者) 円(所在地)
 (法人その他の団体からの対価の支(金額)(事務所の所在地))
 日本歯科技工士連盟 700,000 新宿区
 若宮けんじ後援会の部1収入総額の項中「16,309,774」を「18,309,774」に、「5,205,774」を「7,205,774」に改め、同部の支出総額の項中「1,432,027」を「3,432,027」に改める。

改め、同部1収入総額の項中「259,810」を「359,810」に、「170,000」を「270,000」に改め、同部2支出総額の項中「116,170」を「216,170」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「100,000」を「200,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「自由民主党東京都第二十五選挙区支部」を「自由民主党東京都第二十五選挙区支部」を
 「自由民主党東京都第二十五選挙区支部」を
 自由民主党東京都参議院 100,000 青梅市
 自由民主党東京都参議院 100,000 青梅市
 自由民主党東京都参議院 100,000 中央区

院選挙区第三支部
 改める。
 都議会自由民主党の部1収入総額の項中「132,073,627」を「132,673,627」に、「92,980,000」を「93,580,000」に改め、同部の支出総額の項中「80,527,227」を「81,127,227」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「62,460,000」を「63,060,000」に改め、同部6特定パーティーの概要の項中「62,460,000」を「63,060,000」に、「3,123」を「3,153」に改め、同部7政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳の項中
 「秋元司後援会 600,000 江東区」を
 「秋元司後援会 600,000 江東区」を
 自由民主党東京都第五選挙区支部 田原区
 改める。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第四百七十七条第一項の規定に基づき、東京海区漁業調整委員会、千葉海区漁業調整委員会及び神奈川県漁業調整委員会が構成された一都二県連合海区漁業調整委員会は、東京湾横断道路木更津人工島(以下「海ほたる」という。)周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、法第二百一十条第一項の規定により、次のとおり指示する(こととしたので告示する)。

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

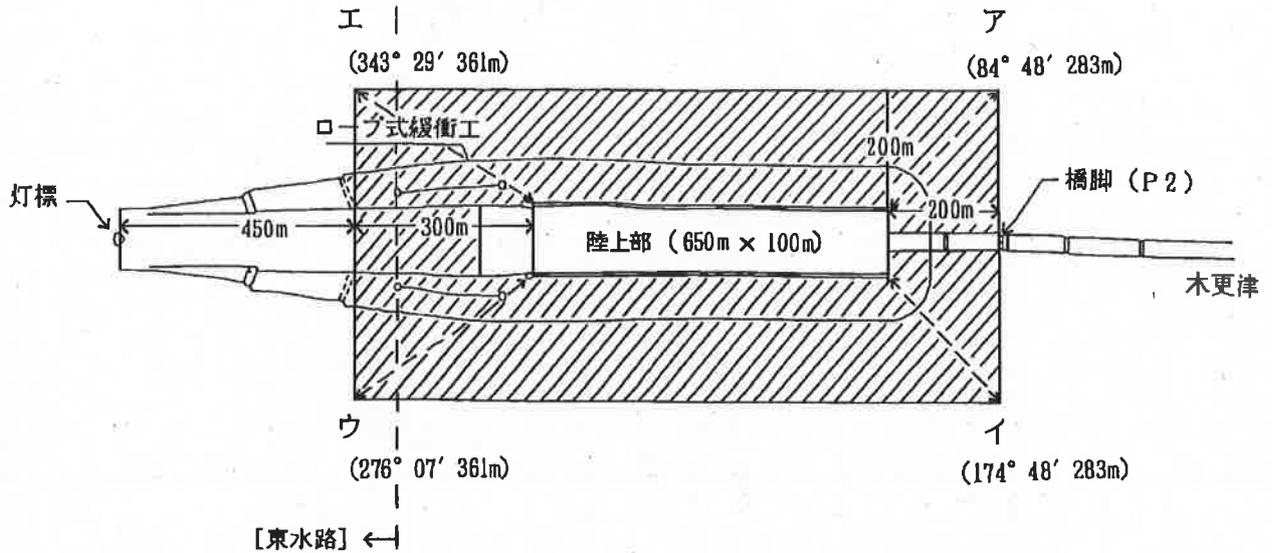
(水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止)

- 一 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(以下「区域」という。)において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内(船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。)をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。
- ア 海ほたる北東の突角から八十四度四十八分(真方位による。以下同じ。)二百八十三メートルの点
- イ 海ほたる南東の突角から百七十四度四十八分二百八十三メートルの点
- ウ 海ほたる南西の突角から二百七十六度七分三百六十一メートルの点
- エ 海ほたる北西の突角から三百四十三度二十九分三百六十一メートルの点

(指示の有効期間)
 二 この指示の有効期間は、令和三年三月一日から令和五年二月二十八日までとする。

令和三年二月十九日

(採捕禁止区域図)



※  採捕禁止区域
採捕禁止区域 (L. 150m x 500m)

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年二月十九日

東京都知事 小池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画地 令和二年十二月十七日港区告示第三百四十五号

赤坂七丁目北地区地区計画

東京都市計画第一種市街地再開発事業 令和二年十二月十七日港区告示第三百四十七号

赤坂七丁目二番地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画第一種市街地再開発事業 令和二年十二月十七日練馬区告示第五百九十七号

石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画地区計画 令和二年十二月二十八日足立区告示第五百九十九号

綾瀬駅東口周辺地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和二年十二月二十八日足立区告示第五百九十九号

東京都市計画地区計画

東京都市計画地区計画 令和二年十二月二十八日足立区告示第五百九十九号